

奈良市文化芸術活動支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が長期化するなかで、市民が文化芸術に触れる機会を失わないよう、芸術家らによる表現活動の機会や環境を守るため、感染症対策を講じた文化芸術イベントの開催及びその動画配信等にかかる会場費や配信のために必要な経費について、予算の範囲内で奈良市文化芸術活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表右欄に掲げる対象者条件のいずれにも該当する文化芸術活動を実施する者とする。

補助対象者	対象者条件	
事業者	(1) 市内在住者若しくは事務所が市内にある法人、又は活動の拠点が市内にある個人若しくは法人であること。 (2) 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定があること。 (3) 不特定多数の人を対象に公開し、対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること。	(1) 国若しくは地方公共団体、又は国若しくは地方公共団体が資本金等を出資している団体ではないこと。 (2) 次に掲げるものに該当しない者であること。 ア 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。） イ 市税を滞納している者（ただし、市税における納税の猶予を受けており、その猶予期間内であるものを除く） ウ 会場となる施設の所有者または管理者 エ その他市長が不相当と認める者
文化芸術団体	(1) 市内に事務所又は主たる文化芸術活動の場を有する団体であること。 (2) 規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定のあること。 (3) 設立から1年以上経過していること。 (4) 不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績を有すること。	

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 令和3年10月1日から令和4年3月6日までに、次項において規定する施設で実施される不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の事業で、主となる出演者、出展者等が文化芸術活動により収入を得ていること。
- (2) 観覧・参加・視聴・販売にあたって事業収入が発生する予定であること。
- (3) 感染症の拡大防止対策が効果的に行われるものであること。
- (4) 補助金の趣旨及び目的に沿うものであり、かつ、明確な会計経理を行うことができると認め

られること。

2 補助対象事業の会場となる施設（以下、「対象施設」という。）は、市内にあって、公表された利用料金にもとづき施設や設備、備品の供用を行い、かつ次の各号のいずれかに該当する施設に限る。

- (1) 国や地方公共団体、独立行政法人が設置する施設。
- (2) 一般的に公演や展示等の文化芸術事業を行う会場と認知され、かつ公演や展示等の文化芸術事業の開催実績を有するもので、補助対象事業の会場としてふさわしいと市長が認める施設。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (4) 売上の全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体、申請対象施設の管理者が主催・共催する事業
- (6) ワークショップや講座等、知識や技術の教授・伝達を目的とした事業
- (7) 国または地方公共団体、その他助成団体からの補助金・助成金等の交付を受ける事業
- (8) 感染症の拡大防止が十分でないと市が判断した事業
- (9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不適当と認める事業

4 補助対象事業は、1の補助対象者につき1事業とする

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年10月1日以降に発生し、支払を行った動画配信にかかる費用、会場となる施設にかかる費用、感染防止対策にかかる費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者の財産となる備品購入費、出演費、音楽費、文芸費、作品費、運搬費、賃金、旅費、報償費、交際費、食糧費、その他申請者が当然負担すべきであると市が判断した経費（以下「補助対象外経費」という。）並びに事務局維持経費、補助金の申請に係る経費等事業に直接要しないものその他公金の支出が適当でないと市長が認めるもの（以下「事業外経費」という。）は補助金の交付の対象としない。

（補助額）

第5条 補助金の額は、20万円を上限とする動画配信にかかる補助対象経費、25万円を上限とする会場となる施設の使用料にかかる補助対象経費、5万円を上限とする感染防止対策に必要な経費とし、合計50万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市文化芸術活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に対してその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 申請者が、事業者（法人、個人）の場合

- ア 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- イ 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 活動実態調書（別記第4号様式）

- エ 誓約書（別記第5号様式）
- オ 法人の場合は、登記事項証明書の写し又は法人の実態がわかるもの
- カ 個人の場合は、確定申告書控えの写し
- キ その他市長が必要と認める資料

(2) 申請する者が、文化芸術団体の場合

- ア 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- イ 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 活動実態調書（別記第4号様式）
- エ 誓約書（別記第5号様式）
- オ 団体の規約又は定款等の写し
- カ 団体役員等の名簿
- キ その他市長が必要と認める資料

- 2 前項の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額のことを言う。以下「消費税等仕入控除税額」と言う。）に相当する額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付申請の特例）

第7条 申請者は、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に事業を実施したとき、又は事業に着手する必要があるときは、市長が別に定めるところにより、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、市長が別に定めるところにより、通知するものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、第6条に規定する申請書類の提出があった場合には、補助金のための審査を行い、適当と認めるときは、規則第5条に基づき補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた交付事業が完了したときは、当該事業の完了の日から1月以内に実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業実績内訳（別記第7号様式）
- (2) 補助対象事業に係る収支決算書（別記第8号様式）
- (3) 経費の明細書（別記第9号様式）
- (4) 領収書等の収入及び支出が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める資料

- 2 第6条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消

費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付決定者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第10号様式）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和3年10月20日から施行する。

（この要項の失効）

2 この要項は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要項の失効前に第8条の規定により決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要項は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。